

# 人事行政の運営等の状況の公表

## (令和5年度)

各 務 原 市  
市長公室人事課

市では、人事行政の運営などの公平性・透明性を高めるために、「各務原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定しています。

この条例に基づき、職員の給与、勤務条件、研修などの状況について年1回、定期的に公表いたします。

《 内 容 》

I	職員の任免及び職員数に関する状況	3~4 頁
II	職員の人事評価の状況	5 頁
III	職員の競争試験の状況	6~7 頁
IV	職員の給与の状況	8~27 頁
V	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	28~29 頁
VI	職員の休業に関する状況	30 頁
VII	職員の分限及び懲戒処分の状況	31 頁
VIII	職員のサービスの状況	32 頁
IX	職員の退職管理の状況	33 頁
X	職員の研修の状況	34 頁
XI	職員の福祉及び利益の保護の状況	35~36 頁

## I 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況（令和4年4月2日～令和5年4月1日）

4年4月1日現在	退職者数	採用者数	5年4月1日現在
915人	48人	58人	925人

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。(市長・副市長・教育長は含まない。)

(2) 事由別退職者数（令和4年度）

定年退職	勸奨退職	普通退職		その他	計
			割愛・出向		
22人	0人	22人	10人	4人	48人

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

			職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	8人	8人	±0	業務増による増 配置換えによる減 組織改正による減 組織改正による増 育休補充、体制強化による増
		総務	172人	173人	+1	
		税務	40人	38人	△2	
		労働	4人	2人	△2	
		農林水産	13人	13人	±0	
		商工	19人	20人	+1	
		土木	74人	74人	±0	
		民生	139人	144人	+5	
	衛生	65人	65人	±0		
		小計	534人	537人	+3	
	教育部門	122人	125人	+3	配置換えによる増	
	消防部門	168人	172人	+4	体制強化による増	
	小計	824人	834人	+10		
公営企業等会計部門	水道	35人	34人	△1	配置換えによる減	
	下水道	16人	15人	△1	配置換えによる減	
	その他	40人	42人	+2	配置換えによる増	

	小計	91人	91人	±0	
合計		915人	925人	+10	

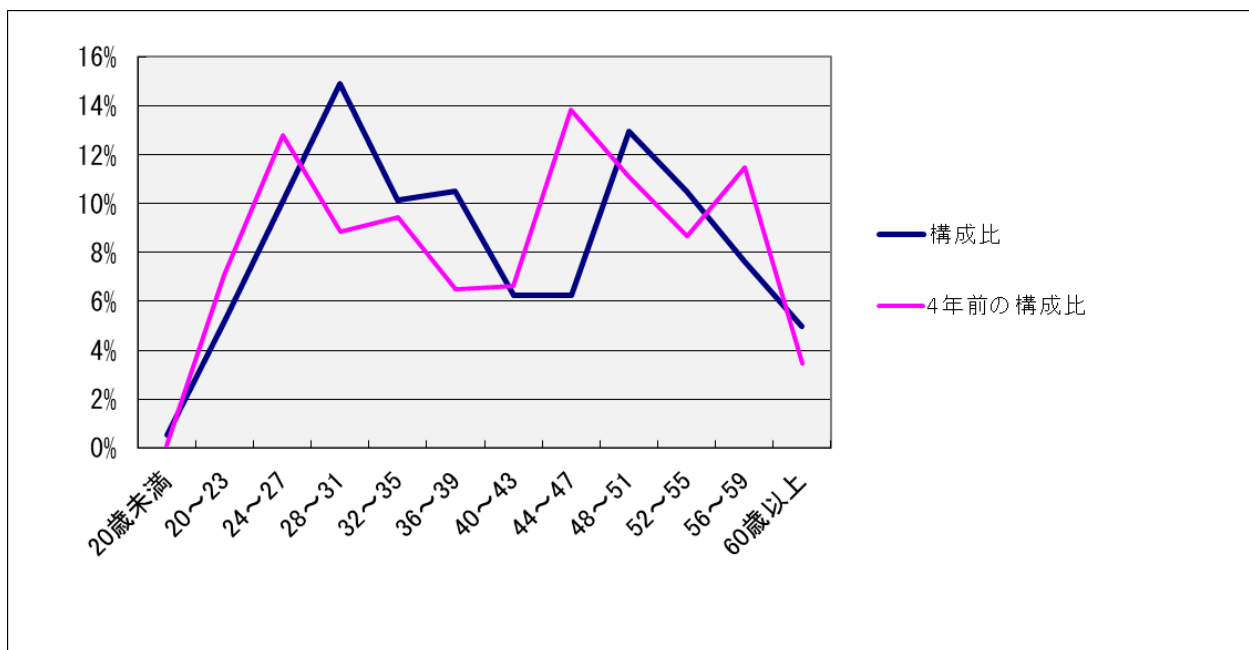
(注) 職員数は一般職に属する職員数です。(市長・副市長・教育長は含まない。)

(4) 年齢別職員構成の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	48人	93人	138人	94人	97人	58人	58人	120人	97人	71人	46人	925人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。(市長・副市長・教育長は含まない。)



(5) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)	
	30年	元年	2年	3年	4年	5年	増減数	率
一般行政	500	516	519	530	534	537	37	7.4%
教育	115	113	119	116	122	125	10	8.7%
消防	177	177	177	171	168	172	△5	△2.8%
普通会計 合計	792	806	815	817	824	834	42	5.3%
公営企業等 合計	83	84	85	87	91	91	8	9.6%
総合計	875	890	900	904	915	925	50	5.7%

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。(市長・副市長・教育長は含まない。)

## II 職員の人事評価の状況

### (1) 人事評価の実施の状況（令和4年度）

評 価 の 時 期	9月30日 及び 3月31日
評 価 の 対 象	常勤職員（再任用及び育児短時間勤務職員を含む。） 会計年度任用職員
評 価 の 方 法	評価項目（業績、能力）ごとにS～Dの5段階評価
評 価 結 果 の 活 用	勤勉手当の成績率への反映（△0.105月～0.27月）等

### 〈評価者について〉

被評価者	第1次評価者	第2次評価者
部長	副市長	
参与	部長	副市長
次長・課長	部長	
参事・主幹	課長	部長
課長補佐・主任主査・係長	課長	
主査・主任主事・主事・保育士・技能労務職員	係長	課長
会計年度任用職員	係長	課長

### Ⅲ職員の競争試験の状況

採用試験の実施状況（令和4年度）

職 種 (1次試験日)		採用予定 者数 (人程度)	申込 者数	受験 者数 (A)	1次 合格者数	2次 合格者数	最終 合格者数 (B)	競争率 (A/B)
行政 (7月10日)	経験者 民間等	10	20 (9)	19 (8)	6 (0)	3 (0)	1 (0)	19.0
	程度 大学卒		109 (45)	86 (32)	46 (14)	22 (10)	6 (3)	14.3
行政 (12月10日)	経験者 民間等	3	30 (10)	27 (10)	18 (7)	12 (6)	7 (2)	3.9
土木 (7月10日)	経験者 民間等	5	2 (0)	2 (0)	1 (0)	/	0 (0)	-
	程度 大学卒		12 (2)	12 (2)	9 (2)	/	3 (1)	4.0
	程度 短大卒		0 (0)	- -	- -	/	- -	-
建築 (7月10日)	経験者 民間等	若干人	1 (0)	1 (0)	0 (0)	/	- -	-
	程度 大学卒		1 (1)	1 (1)	1 (1)	/	1 (1)	1.0
	程度 短大卒		0 (0)	- -	- -	/	- -	-
建築 (11月13日)	経験者 民間等	若干人	0 (0)	- -	- -	/	- -	-
	程度 大学卒		1 (0)	1 (0)	0 (0)	/	- -	-
	程度 短大卒		1 (1)	1 (1)	1 (1)	/	- -	-
保健師 (7月10日)	程度 大学卒	若干人	6 (6)	6 (6)	3 (3)	/	1 (1)	6.0

精神保健 福祉士 (7月10日)	経験者	民間等	若干人	0 (0)	- -	- -		- -	-
	程度	大学卒		2 (1)	2 (1)	1 (0)		0 (0)	-
社会福祉士 (7月10日)	経験者	民間等	若干人	1 (0)	1 (0)	1 (0)		1 (0)	1.0
	程度	大学卒		4 (3)	4 (3)	3 (2)		1 (1)	4.0
歯科衛生士 (9月18日)	程度	大学卒	若干人	3 (3)	3 (3)	2 (2)		1 (1)	3.0
学芸員 (考古学) (7月10日)		大学卒程度	若干人	2 (1)	2 (1)	2 (1)		1 (0)	2.0
保育士 (7月10日)	程度	大学卒	5	8 (6)	8 (6)	5 (5)		2 (2)	4.0
	程度	短大卒		9 (8)	9 (8)	5 (5)		4 (4)	2.3
消防職 (9月18日)	程度	大学卒	10	15 (0)	12 (0)	6 (0)		3 (0)	4.0
	程度	高校卒		22 (0)	21 (0)	13 (0)		5 (0)	4.2
消防職 (救急救命士) (9月18日)	程度	大学卒		4 (0)	3 (0)	3 (0)		2 (0)	1.5
	程度	短大卒		6 (1)	4 (0)	1 (0)		0 (0)	-

(注) 1 最終合格者数には、補欠合格者は含まれていません。

2 ( ) 内は女性で内数です。

#### IV 職員の給与の状況

##### 1 総括

###### (1) 人件費等の状況

###### [普通会計決算]

区分	住民基本台帳人口 (4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
令和 4年度	146,136人	565億 7,023万 2千円	31億 2,047万 5千円	80億 2,585万 2千円	14.2%	13.0%

(注) 人件費には特別職に支給される給料・報酬を含んでいます。

###### [水道事業決算]

区分	総費用 A	純損益 または実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 4年度	21億9,097万 8千円	4億206万 2千円	2億3,451万 2千円	10.7%	11.7%

(注) 資本勘定支弁職員に係る給与費1,504万2千円を含みません。

###### [下水道事業決算]

区分	総費用 A	純損益 または実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 4年度	26億9,786万 6千円	0円	1億60万 5千円	3.7%	3.9%

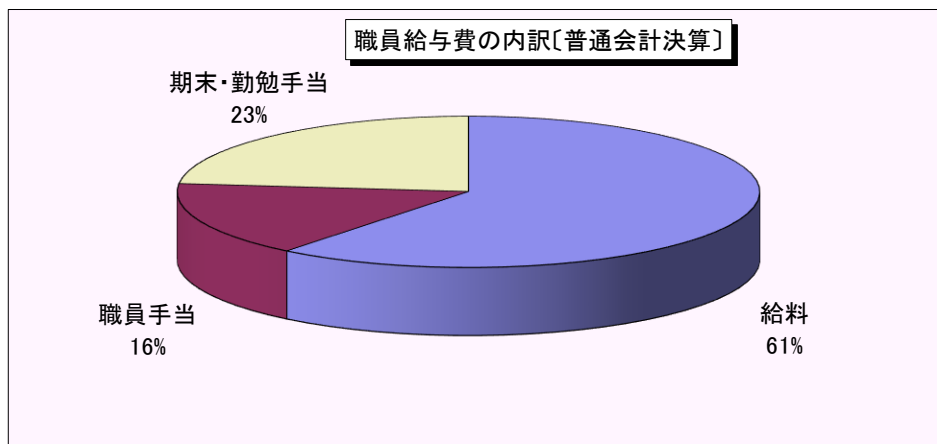


(2) 職員給与費の状況

〔普通会計決算〕

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
令和 4年度	823人	29億5,788 万1千円	7億7,929万 8千円	11億3,638 万8千円	48億7,356 万7千円	592万2千円

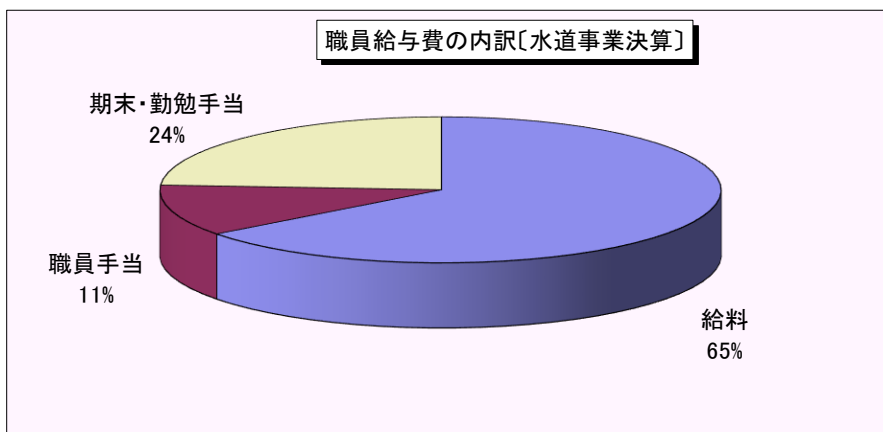
- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。また、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含みません。  
 3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。



〔水道事業決算〕

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
令和 4年度	35人	1億2,496万 5千円	2,195万 9千円	4,632万円 6千円	1億9,325万 0千円	552万1千円

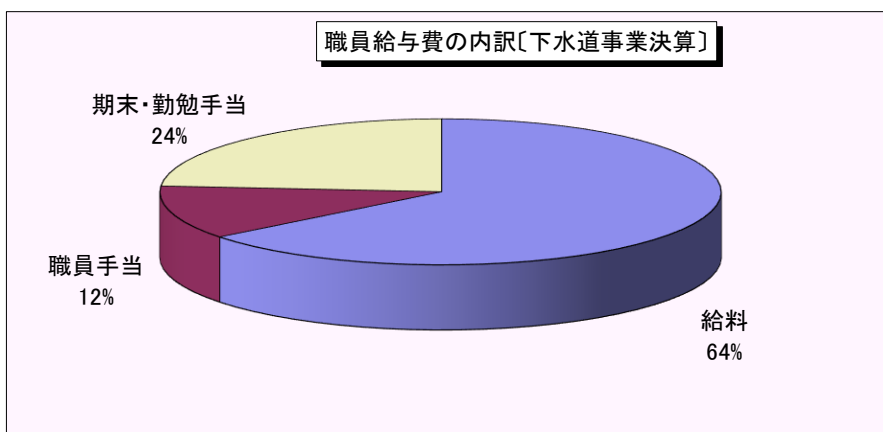
- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。また、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含みません。  
 3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。



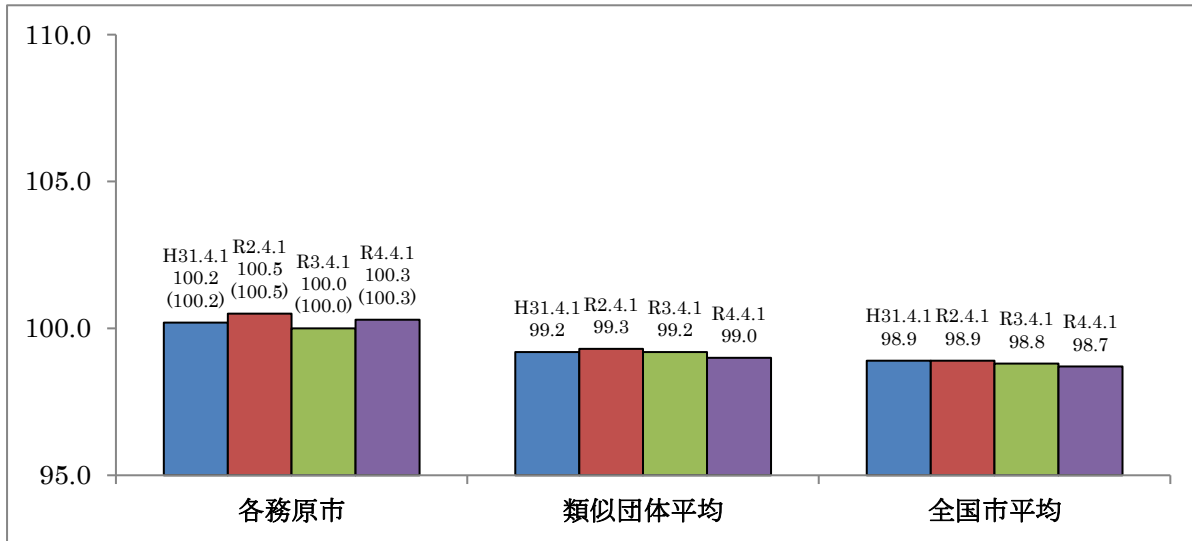
〔下水道事業決算〕

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
令和 4年度	16人	5,008万 9千円	923万 1千円	1,846万円 9千円	7,778万 9千円	486万2千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。また、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含みません。  
 3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。



(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指しています。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

学歴や年齢によらず、能力のある職員を登用してきたことから、ラスパイレス指数が100を超えている。今後も人事院勧告を踏まえた適正な給料体系とするように努めていく。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

給料表の見直し

[  実施     未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2%の引下げを実施。激変緩和のため、3 年間(平成 30 年 3 月 31 日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

## ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準 3%に対し、各務原市においても 3%を支給

(実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成 27 年 4 月 1 日時点は 1%、給与改定後は平成 27 年 4 月に遡及し 2%、平成 28 年 4 月 1 日時点から 3%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合									
	平成 26 年度	平成 27 年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
		4 月 1 日 時点	遡及 改定後							
国基準による 支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
各務原市の 支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%

## ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成 27 年 4 月 1 日実施)

## (5) 特記事項

特になし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41歳9月	524人	314,973円	409,544円
技能労務職	55歳2月	30人	279,107円	323,930円
うち 清掃職員	54歳3月	5人	288,720円	345,952円
うち 調理員	56歳8月	7人	280,229円	299,584円
うち 用務員	55歳5月	9人	254,422円	284,999円
うち 運転手	53歳7月	4人	317,775円	426,450円
うち その他	54歳10月	5人	281,420円	324,053円
消防職	38歳11月	172人	291,855円	374,517円
企業職〔水道、下水道事業〕	42歳0月	49人	303,710円	369,416円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

### (2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		各務原市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	185,200円	198,500円	185,200円	198,500円
消防職	大学卒	185,200円	198,500円	—	—
	高校卒	154,600円	164,100円	—	—

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

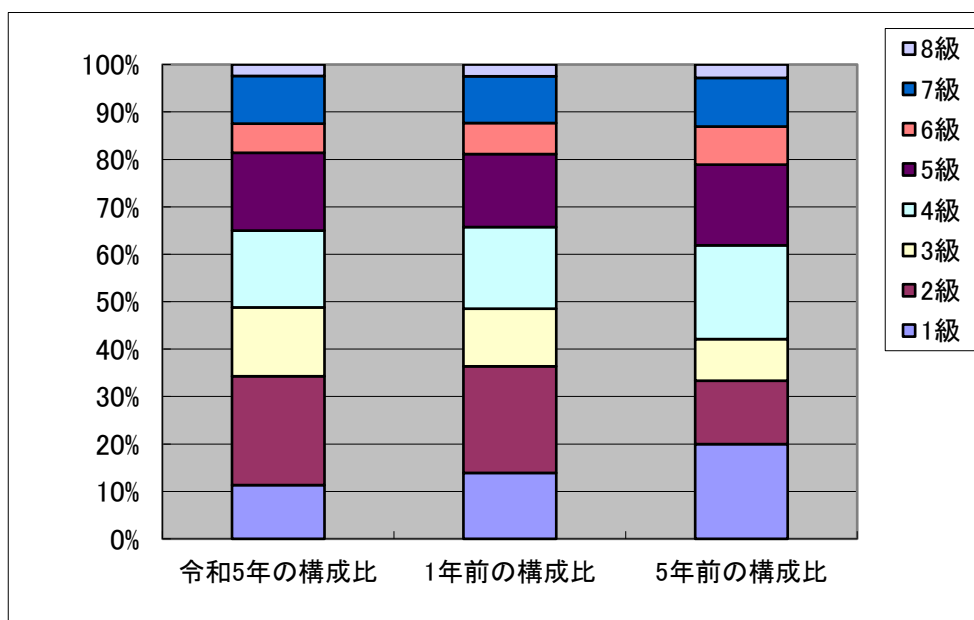
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	262,906円	362,783円	404,608円	406,010円
	高校卒	—	—	—	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
消防職	大学卒	—	334,933円	—	—
	高校卒	218,100円	336,560円	372,050円	390,440円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

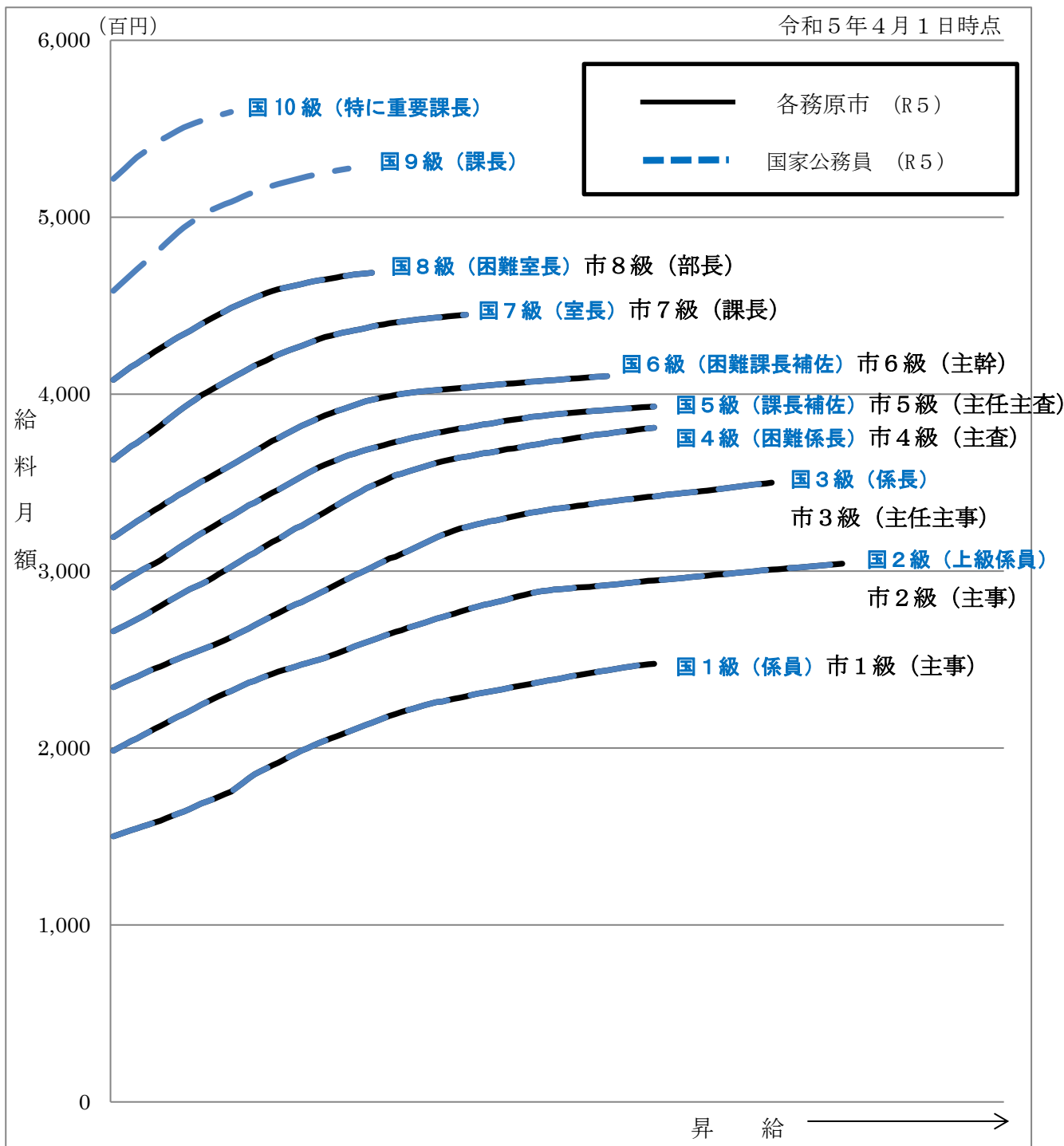
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・主事	56人	11.3%	150,100円	247,600円
2級	主事	114人	23.0%	198,500円	304,200円
3級	主任主事	72人	14.5%	234,400円	350,000円
4級	係長・主査	80人	16.2%	266,000円	381,000円
5級	課長補佐・主任主査	81人	16.4%	290,700円	393,000円
6級	主幹	30人	6.1%	319,200円	410,200円
7級	次長・課長	50人	10.1%	362,900円	444,900円
8級	部長	12人	2.4%	408,100円	468,600円

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（各務原市）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(A) 全職種（企業職〔水道事業〕を除く）の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

各務原市	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 140万1千円	—
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分（1.35月） 勤勉手当 2.00月分（0.95月）	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分（1.35月） 勤勉手当 2.00月分（0.95月）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( ) 内は再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（各務原市）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				



(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

各務原市			国		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	—		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）	
1人当たり平均支給額	379万 1千円	2,043万 6千円			

（注） 1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		9,895万3千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		11万3千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
各務原市	3%	873人	3%

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

区 分	全職種（企業職を除く）
支給実績（令和4年度決算）	3,869万9千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	19万3千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）	22.7%
手 当 数	5

〔特殊勤務手当の種類〕

名称	支給対象職員	支給実績 （4年度決算）	支給単価
税務手当	1 出張して市税の滞納処分事務に従事する職員	7万6千円	1回 300円

消防手当	1 救急、救助、火災等に出動し、消防業務に従事する職員	1,394万0千円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">救急出動</td> <td>救急救命士</td> <td>1回 700円</td> </tr> <tr> <td>その他の救急隊員</td> <td>1回 330円</td> </tr> <tr> <td>機関員</td> <td>1回 500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">救助出動</td> <td>隊員</td> <td>1回 520円</td> </tr> <tr> <td>機関員</td> <td>1回 700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火災出動(警戒出動)</td> <td>隊員</td> <td>1回 520円</td> </tr> <tr> <td>機関員</td> <td>1回 700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信勤務</td> <td>通信勤務を常例とする場合</td> <td>月額 3,300円</td> </tr> <tr> <td>臨時的に通信勤務を行う場合</td> <td>1当務 300円</td> </tr> </tbody> </table>	救急出動	救急救命士	1回 700円	その他の救急隊員	1回 330円	機関員	1回 500円	救助出動	隊員	1回 520円	機関員	1回 700円	火災出動(警戒出動)	隊員	1回 520円	機関員	1回 700円	通信勤務	通信勤務を常例とする場合	月額 3,300円	臨時的に通信勤務を行う場合	1当務 300円
	救急出動	救急救命士	1回 700円																						
その他の救急隊員		1回 330円																							
機関員		1回 500円																							
救助出動	隊員	1回 520円																							
	機関員	1回 700円																							
火災出動(警戒出動)	隊員	1回 520円																							
	機関員	1回 700円																							
通信勤務	通信勤務を常例とする場合	月額 3,300円																							
	臨時的に通信勤務を行う場合	1当務 300円																							
2 消防業務に従事する交替制勤務の職員	1,667万6千円	交替制勤務を常例とする場合 月額 11,000円 臨時的に交替制勤務を行う場合 1当務 1,000円																							
不快手当	1 行旅死亡人の死体処理に従事する職員	—	1回 4,000円																						
	2 行旅病人の救護作業に従事する職員	—	1回 1,000円																						
	3 路上等で横死した犬、猫等の死体処理に従事する職員	19万3千円	1回 1,000円																						
	4 感染症患者の隔離収容又は消毒作業に従事する職員	1万3千円	1回 1,000円																						
	5 北清掃センター及びクリーンセンターにおいて、清掃、し尿処理等の作業に従事する職員	180万1千円	日額 600円																						
	6 火葬場において、遺体の火葬業務に従事する職員	18万8千円	1体 200円																						
	7 新型コロナウイルス感染症対策に従事する職員	573万2千円	1日 3,000円 (患者等の身体に接触して行う作業又は患者等に長時間にわたり接して行う作業に従事する場合は1日4,000円)																						
危険手当	1 高圧電気の操作、点検等の業務に従事する職員	1万1千円	日額 300円																						
	2 北清掃センターにおいて、焼却炉の内部で点検等の作業に従事する職員	3万5千円	1回 500円																						

特別手当	1 正規の勤務時間外において用地交渉に従事する第2条の3の規定に該当する職員	3万6千円	1回 2,000円
	2 災害のため出勤した職員	目的地に滞在した時間が24時間を超える場合	— 滞在1日につき 4,000円
		その他の場合で、目的地において作業等を行った時間が6時間以上24時間以下の場合	— 1回 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	3億416万9千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	40万9千円
支給実績（令和3年度決算）	3億1,894万1千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	42万9千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く）であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	・ 配偶者及びその他の被扶養者 …6,500円 ※ただし特定管理職員は3,500円 ・ 子…10,000円 ※ 16~22歳の子の扶養親族加算 …5,000円	同じ		8,718万 8千円	24万0千円
住居手当	借家…28,000円 (最高支給限度額)	同じ		5,352万 4千円	26万5千円
通勤手当	・ 交通機関利用者…運賃等相当額 ・ 交通用具使用者…2,400~25,000円	異なる	交通用具使用による支給額	8,191万 5千円	11万1千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員 … 1時間当たりの給与額×25/100 ×時間数			2,205万 4千円	15万3千円
休日勤務手当	祝日及び年末年始において、正規の勤務時間として勤務を命ぜられた職員 … 1時間当たりの給与額×135/100 ×時間数			1,594万 6千円	5万2千円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員 … 勤務一回につき6,000円 (勤務時間が5時間未満の場合は3,000円)			146万 4千円	7千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、主幹の職以上にある職員 …35,700円~77,200円			8,009万 0千円	58万5千円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日、休日、平日0時~5時までの間に勤務した管理職員 …勤務一回につき3,000円~12,000円 (勤務時間が6時間を超える場合は6,000円~18,000円)	異なる	選挙等の投票又は開票に関する事務に従事した場合の支給額	163万 2千円	2万1千円

(B) 企業職〔水道事業〕の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

各務原市	団体平均（企業職を除く）
1人当たり平均支給額（令和4年度） 134万2千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 140万1千円
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分（1.35月） 勤勉手当 2.00月分（0.95月）	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分（1.35月） 勤勉手当 2.00月分（0.95月）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

（注）（ ）内は再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	—	
1人当たり 平均支給額	—	—

（注） 支給率等は、一般行政職と同じです。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		393万7千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		11万2千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
各務原市	3%	35人	3%

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

区 分	企業職〔水道事業〕
支給実績（令和4年度決算）	1万6千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	4千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）	11.4%
手 当 数	5

〔特殊勤務手当の種類〕

名称	支給対象職員		支給実績 (4年度決算)	支給単価
危険手当	高圧電気の操作の業務に従事する職員		1万6千円	日額 300円
徴収手当	事業収入の集金業務に従事する職員		—	日額 300円
用地交渉手当	正規の勤務時間外において用地交渉に従事する管理職員		—	1回 2,000円
不快手当	使用開始後の下水道清掃作業、下水道管内検査に従事する職員		—	1日 400円
	水洗便所設置検査に従事する職員		—	1日 200円
災害出動手当	災害のため出動した職員	目的地に滞在した時間が24時間を超える場合	—	滞在1日につき4,000円
		その他の場合で、目的地において作業等を行った時間が6時間以上24時間以下の場合	—	1回 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	433万4千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	14万4千円
支給実績（令和3年度決算）	320万7千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	10万7千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く）であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	支給実績 (4年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者及びその他の被扶養者 …6,500円</li> <li>※ただし特定管理職員は3,500円</li> <li>・ 子…10,000円</li> <li>※ 16~22歳の子の扶養親族加算 …5,000円</li> </ul>	同じ	313万 3千円	18万4千円
住居手当	借家…28,000円 (最高支給限度額)	同じ	302万 4千円	27万5千円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通機関利用者…運賃等相当額</li> <li>・ 交通用具使用者…2,400~25,000円</li> </ul>	同じ	246万 7千円	7万7千円
休日勤務手当	祝日及び年末年始において、正規の勤務時間として勤務を命ぜられた職員 … 1時間当たりの給与額×135/100 ×時間数	同じ	12万 1千円	1万1千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、 主幹の職以上にある職員 …35,700円~77,200円	同じ	315万 2千円	63万0千円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日、休日、平日0時~5時までの間に勤務した管理職員 …勤務一回につき3,000円~12,000円 (勤務時間が6時間を超える場合は6,000円~18,000円)	同じ	3万 5千円	1万2千円

(C) 企業職〔下水道事業〕の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

各務原市	団体平均（企業職を除く）
1人当たり平均支給額（令和4年度） 128万4千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 140万1千円
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分（1.35月） 勤勉手当 2.00月分（0.95月）	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分（1.35月） 勤勉手当 2.00月分（0.95月）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

（注）（ ）内は再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	—	
1人当たり 平均支給額	—	—

（注） 支給率等は、一般行政職と同じです。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		157万6千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		9万8千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
各務原市	3%	16人	3%



## (4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

区 分	企業職〔下水道事業〕
支給実績（令和4年度決算）	4万3千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	5千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）	50.0%
手 当 数	5

## 〔特殊勤務手当の種類〕

名称	支給対象職員	支給実績 (4年度決算)	支給単価
危険手当	高圧電気の操作の業務に従事する職員	—	日額 300円
徴収手当	事業収入の集金業務に従事する職員	—	日額 300円
用地交渉手当	正規の勤務時間外において用地交渉に従事する管理職員	—	1回 2,000円
不快手当	使用開始後の下水道清掃作業、下水道管内検査に従事する職員	1万2千円	1日 400円
	水洗便所設置検査に従事する職員	3万1千円	1日 200円
災害出動手当	災害のため出動した職員	目的地に滞在した時間が24時間を超える場合	— 滞在1日につき 4,000円
		その他の場合で、目的地において作業等を行った時間が6時間以上24時間以下の場合	— 1回 2,000円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	227万3千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	16万2千円
支給実績（令和3年度決算）	182万7千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	13万0千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く）であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	支給実績 (4年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者及びその他の被扶養者 …6,500円</li> <li>※ただし特定管理職員は3,500円</li> <li>・ 子…10,000円</li> <li>※ 16~22歳の子の扶養親族加算 …5,000円</li> </ul>	同じ	133万 6千円	19万1千円
住居手当	借家…28,000円 (最高支給限度額)	同じ	115万 8千円	29万0千円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通機関利用者…運賃等相当額</li> <li>・ 交通用具使用者…2,400~25,000円</li> </ul>	同じ	104万 3千円	7万0千円
休日勤務手当	祝日及び年末年始において、正規の勤務時間として勤務を命ぜられた職員 … 1時間当たりの給与額×135/100 ×時間数	同じ	1万 8千円	6千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、 主幹の職以上にある職員 …35,700円~77,200円	同じ	110万 5千円	55万3千円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日、休日、平日0時~5時までの間に勤務した管理職員 …勤務一回につき3,000円~12,000円 (勤務時間が6時間を超える場合は6,000円~18,000円)	同じ	2万 0千円	1万0千円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	999,000 円		
	副市長	834,000 円		
報酬	議長	570,000 円		
	副議長	520,000 円		
	議員	485,000 円		
期末手当	市長	（令和4年度支給割合） 4.40 月分		
	副市長			
退職手当	市長	（令和4年度支給割合） 4.40 月分		
	副市長			
退職手当		算定方式	1 期の手当額	支給時期
	市長	給料月額×在職年数×500/100	1,998 万円	任期毎
	副市長	給料月額×在職年数×300/100	1,000 万 8,000 円	任期毎

（注） 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

## V 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 職員の勤務時間（標準的なもの）

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時0分 ～午後1時0分	7時間45分	38時間45分

### (2) 年次有給休暇の取得状況（令和4年度）

制度の概要	平均付与日数	平均取得日数
一年度につき20日以内 ※取得しなかった日数は翌年度に限り繰越可能（最大20日）	37.5日	11.3日

### (3) その他の休暇制度と取得状況（令和4年度）

休暇の種類		休暇日数等	取得実績
無給	介護休暇	職員の申出に基づき指定する期間内において、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内	—
	介護時間	職員の申出に基づき指定する期間内において、連続する3年の期間内において、1日2時間以内	—
	組合休暇	1年につき30日	—
有給	結婚休暇	連続する5日の範囲内の期間	18人
	産前休暇	出産予定日までの8週間 (多胎妊娠の場合は14週間)	19人
	産後休暇	出産の日の翌日から8週間	(取得した職員数)
	育児休暇	1歳未満の子を養育する職員に対して、1日2回各々30分(特に必要と認められる場合は15分加算)以内	—
	配偶者出産休暇	2日の範囲内の期間	59.3% (取得率)
	子の看護休暇	一年度につき5日の範囲内の期間 ※小学校就学前の子に限る。	107日 (のべ日数)
	短期介護休暇	一年度につき5日の範囲内の期間	3日 (のべ日数)
	忌引	親族に応じ1~7日以内の連続する日数の範囲内	233日 (のべ日数)
	夏季休暇	7~9月の期間内に4日の範囲内の期間	3.6日 (平均取得日数)
リフレッシュ休暇	1日	73.2% (取得率)	

厚生休暇 (健康管理の日)	1日	78.6% (取得率)
育児参加休暇	5日の範囲内の期間	66.7% (取得率)
<p>[その他の休暇]</p> <p>公民権の行使、証人等としての出頭、ドナー休暇、ボランティア休暇、出生サポート休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊婦検診休暇、祭日（法事等）、災害による住居の破壊等の復旧作業等、災害または交通遮断等による出勤困難、災害時の危険回避、感染症予防のため等による隔離等</p>		

(4) 旅費制度の内容

区 分	宿泊料 (1夜につき)	日当 (1日につき)	
		片道 100 千円以上	片道 50 千円以上 100 千円未満
市 長 等	14,000 円	3,000 円	1,000 円
8 級 及 び 7 級 に あ る 者	13,000 円	2,500 円	1,000 円
そ の 他 の 職 員	12,000 円	2,000 円	1,000 円

## VI 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の取得状況（令和4年度）

区分	令和4年度の取得者数			令和4年度中に新たに取得可能となった職員			
	育児休業	部分休業	育児短時間	育児休業等対象者数	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数	うち育児短時間勤務取得者数
男性	9人	0人	1人	27人	7人	0人	0人
女性	31人	9人	6人	16人	16人	0人	0人
計	40人	9人	7人	43人	23人	0人	0人

## Ⅶ 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分者数（令和4年度）

区分	降任	免職	休職	失職
勤務成績の不良	1人	0人		
心身の故障	0人	0人	16人	
適格性の欠除	0人	0人		
廃職・過員	0人	0人		
刑事事件に因る起訴			0人	
欠格条項該当				0人

### (2) 懲戒処分者数（令和4年度）

区分	免職	停職	減給	戒告
法令違反	0人	0人	0人	0人
職務上の義務違反又は 職務怠慢	0人	0人	1人	0人
非行行為	0人	0人	0人	0人

## Ⅷ 職員のサービスの状況

### (1) 営利企業等従事許可の状況（令和4年度）

区 分	件数
会社等の役員等の地位を兼ねる場合	0 件
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0 件
報酬を得て事業、事務に従事する場合	10 件
計	10 件

### (2) 職務専念義務の免除の状況（令和4年度）

区 分	件数
岐阜県と本市との相互協力のための職員として、県の職員に任命された場合	0 件
上記のほか、任命権者が定める場合	856 件
計	856 件



## Ⅸ 職員の退職管理の状況

### (1) 退職管理の実施の状況（令和4年度）

対象者	「管理または監督の地位」にある職員 ・ 部長またはこれに相当する職 ・ 参与の職 ・ 次長またはこれに相当する職 ・ 課長、消防署長またはこれらに相当する職 ・ 施設の長またはこれに相当する職
届出内容	(1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 離職時の職 (4) 離職日 (5) 再就職日 (6) 再就職先の名称 (7) 再就職先の業務内容 (8) 再就職先における地位
届出時期 届出先	再就職後速やかに市長公室人事課に届出

## X 職員の研修の状況

### (1) 職員研修の実施の状況（令和4年度）

区 分		受講者数 (のべ)
職場外研修	階層別研修	517人
	特別研修	578人
派遣研修	自治大学校	2人
	市町村アカデミー	6人
	国際文化アカデミー	9人
	国土交通大学校	1人
	全国建設研修センター	5人
	岐阜県建設研究センター主催の研修	28人
	岐阜県市町村研修センター主催の研修	39人
	岐阜地域広域市町村圏職員共同研修	0人
	岐阜県市長会主催の行財政講演会	16人
	資格取得研修	42人
自己啓発	職員の自主研修に対する補助	0人

## XI 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の健康管理事業の状況（令和4年度）

(2) 区 分		主な内容	受診者数等
健康診断	定期健康診断	年代別総合健康診断	656人
		ストレスチェック制度	876人
	生活習慣病予防検診	人間ドック	269人
		各種がん検診(子宮・乳がん検診等の単独検診のみ計上)	191人
	深夜業務従事者健康診断	深夜に業務に従事する消防職員対象	125人
	採用時健康診断	新規採用職員健康診断	35人
健康相談	精神科医による「こころの健康相談」		12人
	保健師による健康相談		122人
健康教育	セルフケア研修		67人
	職場環境改善研修		41人
職場環境管理	職場環境測定(15ヶ所)		2回
	職場巡回		1日
衛生管理者、安全衛生推進者養成等		安全管理者選任時研修、安全衛生推進者講習会	9人

### (2) 公務災害等の発生状況（令和4年度）

区 分	災害件数
公務災害（職務遂行中の負傷）	9件
通勤災害（通勤途上中の負傷）	0件

### (3) 職員の健康管理事業の状況（令和4年度）

職員の生活の安定と福祉の向上のため、岐阜県市町村職員共済組合に加入しています。

また、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の福利厚生事業を行うために各務原市職員互助会を組織しています。当互助会は会員の親睦、相互共済及び福利増進を図ることを目的として、会員948名（令和5年4月1日現在）からの掛金を原資として運営しています。

事業内容は以下のとおりです。

福利厚生事業：会員同士の親睦を目的とした事業を実施しています。

区 分	主な内容
体育事業	ボーリング親睦助成※
福祉事業	親睦助成、宿泊施設利用助成 等
クラブ助成	野球部、サッカー部 等
保健事業	あさけんウォーキング 等
貸付事業	限度額50万円

※令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

慶弔事業：慶弔に対し儀礼上の範囲内で祝金や香資金等の給付を行っています。

(4) 措置要求及び審査請求の状況（令和4年度）

区 分	係属事案数		処理事案数				5 年度への繰越
	3 年度からの繰越	新 規	却下	取下げ	打切り	判定	
措置要求	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
審査請求	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

- (注) 1 職員は給与等勤務条件に関して、公平委員会に当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。
- 2 職員は懲戒その他、意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に審査請求をすることができます。
- 3 「却下」とは、公平委員会において審査の成立または継続のための適法要件を欠くため、実体の審査に入らないで不受理が決定したものをいいます。
- 4 「取下げ」とは、公平委員会における措置要求または審査請求の審査以降、判定までに措置要求者又は請求者が取下げたものをいいます。
- 5 「打切り」とは、公平委員会における措置要求または審査請求の審査以降、措置要求者もしくは請求者の死亡、所在不明等により事案の審査を継続することができなくなったと認めた場合または関係当事者における話し合いによる事案の解決、要求事由の消滅等により事案の審査を継続する必要がなくなったと認めた場合において、事案の審査を打切ったものをいいます。